

三重県は、鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業について、事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和 4 年 3 月 29 日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

1 公共施設等の名称及び立地

(1) 名称

社会教育施設：三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）

都市公園：三重県営鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。）

(2) 立地

三重県鈴鹿市住吉町 地内

2 選定事業者の商号又は名称

住所 三重県鈴鹿市矢橋一丁目 23 番 4 号

名称 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

代表取締役 益田 直樹

3 公共施設等の整備等の内容

事業者の行う業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

ア 要求水準達成計画書の作成・提出

イ 事前調査業務

ウ 設計業務

エ 建設業務

オ 工事監理業務

カ 備品調達、設置業務

キ 周辺対策業務

ク 設計・建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務

ケ 中間・竣工検査及び引き渡し業務

コ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 開業準備業務

ア 予約システム等整備業務

イ 事前広報、利用受付業務

ウ 開業準備期間中の両施設の運営・維持管理業務

エ 開館式典及び内覧会等の実施業務

(3) SPC 運営・維持管理業務

ア プロジェクトマネジメント業務（公募対象公園施設整備、運営との連携を含む）

イ SPC の経営管理業務

(4) センターの運營業務

ア 総合管理業務

イ 利用受付業務

ウ 広報・PR 業務

エ 利用者サービス業務

オ 主催事業等実施業務

カ 自動販売機の設置

キ 自主提案事業

ク 駐車場管理業務

ケ その他業務

(5) センターの維持管理業務

ア 建築物保守管理業務

イ 建築設備保守管理業務

ウ 備品等保守管理業務

エ 衛生管理業務

オ 警備業務

カ 外構管理業務

キ 修繕・更新業務

(6) 森公園の運營業務

ア 案内業務

イ 公園施設等の運営

ウ 利用実態等の情報収集に関する業務

エ 利用促進業務（自主提案事業）

オ 自動販売機の設置

カ 利用を禁止又は制限する業務

キ 行為の許可に関する業務

ク 県との協議及び報告

(7) 森公園の維持管理業務

ア 植物管理業務

イ 清掃管理業務

ウ 保守点検業務

エ 日常点検及び定期点検業務（遊具点検業務を含む）

オ 廃棄物管理業務

- カ 巡回警備業務
- キ 物品管理業務
- ク 駐車場、構内道路及び電気施設、機械施設、屋外照明等の外構等
- ケ 修繕業務

(8) 公募対象公園施設等設置管理業務

- ア 公募対象公園施設設置業務
- イ 公募対象公園施設管理業務
- ウ 利便増進施設設置管理業務
- エ Park-PFI における国庫補助金申請に係る資料作成支援業務

4 契約期間

令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日

5 契約金額

総支払額 金 4, 770, 405, 068 円

(うち消費税及び地方消費税相当額 金 426, 730, 300 円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、「事業契約書」の以下の条項のとおりである。

<事業契約書 (抄) >

第 9 章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第 2 節 整備施設引渡し前の契約解除等

(整備施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第 7 2 条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い整備施設の全部が県に引き渡されるまでの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 事業者が本件業務の全部又は一部の履行を怠り(事業者が本事業関連書類の内容を満たしていない場合を含む。)、その状態が 30 日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに整備施設を県に引き渡すことができないとき。

- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者が、県に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (6) 事業者が、正当な理由なくして、県の指示、改善勧告、改善命令等に従わないとき。
- (7) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (8) 本事業の入札手続について落札者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 構成企業若しくは協力会社、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
- イ 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第 7 条の 2 第 1 項（同第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ。）。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- エ 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
- オ 構成企業又は協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (9) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 事業者が、三重県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 22 日三重県条例第 48 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 8 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- イ 事業者が、三重県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 22 日三重県条例第 48 号。その後の改正を含む。）第 5 条第 2 項に違反している事実がある者であることが

判明したとき。

ウ 事業者が、県が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書及び県が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱に基づく排除措置を受けたとき。

- (10) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等若しくは本事業契約に違反し、又は事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないと県が認めたととき。
- 2 前項の場合において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
 - (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、県、事業者及び事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
 - 3 前項第1号の規定により本事業契約の全部又は一部を解除する場合において、県は、当該解除された部分にかかる本指定を取り消す。それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じて、県はその賠償の責めを負わない。
 - 4 第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、整備施設の引渡前までは、サービス購入料Aの合計金額から割賦利息相当分を控除した額（消費税等は含む。）の100分の10に相当する金額を、違約金として県が指定する期間内に支払う。ただし、第1項第8号に該当する場合には本事業にかかる落札金額の100分の10に相当する金額を違約金とする。
 - 5 県が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
 - 6 第4項の場合において、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。
 - 7 次に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定に

より選任された再生債務者等

- 8 県が第2項第1号により本事業契約の解除を選択した場合において、整備施設の出来形部分が存在する場合、県は、これを検査の上、当該検査に合格した部分に相応するサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を支払う。
- 9 県は、引渡し済みの整備施設及び第8項の出来形部分にかかるサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額と、第4項に基づく違約金及び第5項に基づく損害賠償請求権とを、対当額で相殺することができる。この場合、県はかかる相殺後の残額（もしあれば）を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

（整備施設引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等）

第73条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い整備施設の全部が県に引き渡されるまでの間において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から30日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- 2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応するサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を事業者を支払うものとする。
- 4 県は、事業者に対し、引渡し済みの整備施設及び前項の整備施設の出来形部分に相応するサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 5 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

（整備施設引渡し前の法令変更による契約解除等）

第74条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い整備施設の全部が県に引き渡されるまでの間において、第83条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結日以後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。

- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける。
- 3 県は、事業者に対し、引渡し済みの整備施設及び前項の整備施設の出来形部分に相応するサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第11章の規定に従う。
- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項の定め又は本事業契約に別段の定めによる支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

（整備施設引渡し前の不可抗力による契約解除）

第75条 本事業契約の締結日以後、本事業契約に従い整備施設の全部が県に引き渡されるまでの間において、第85条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部を解除することができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、整備施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける。
- 3 県は、事業者に対し、引渡し済みの整備施設及び前項の整備施設の出来形部分に相応するサービス購入料A相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択によ

り、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第12章の規定に従う。

- 4 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項の定め又は本事業契約に別段の定めによる支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

第3節 整備施設引渡し以後の契約解除等

(整備施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第76条 整備施設の全部の引渡し以後において、第72条第1項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- 2 前項において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定又は設置許可を取り消すことができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第1号の規定に基づき、県が本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定又は設置許可を取り消すことにより、事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、県はその賠償の責めを負わない。
- 4 第2項第1号により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、当該解除された日が属する事業年度のサービス購入料B及びサービス購入料Cの合計金額の100分の10に相当する金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。ただし、第72条第1項第8号の事由に該当する場合においては本事業にかかる落札金額の100分の10に相当する金額を違約金とする。
- 5 県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 第72条第7項各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、第2項第1号により本事業契約が解除された場合とみなす。
- 7 県は、サービス購入料Aの残額、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額の合計額と、第4項の違約金及び第5条の損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後の残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

(整備施設引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)

第77条 事業者は、整備施設の全部の引渡し後において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から30日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。

2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定又は設置許可を取り消す。

3 県は、第1項の規定による本事業契約が解除された場合、サービス購入料Aの残額、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

(整備施設引渡し以後の法令変更による契約解除等)

第78条 整備施設の全部の引渡し後において、第83条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結日後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。

(1) 県は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定又は設置許可を取り消すことができる。

(2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。

(3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 県は、前項第1号に基づき本事業契約を解除した場合、解除された部分に該当するサービス購入料Aの残額、既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第11章の規定に従う。

3 本事業契約の他の規定にかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項の定め又は本事業契約に別段の定めによる支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

(整備施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)

第79条 本引渡日以後において、第85条に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にもかかわらず、事業者へ通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

- (1) 県は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該解除された部分にかかる本指定又は設置許可を取り消すことができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。

2 県は、前項第1号に基づき本事業契約を解除した場合、解除された部分に該当するサービス購入料Aの残額並びに既履行分のサービス購入料B及びサービス購入料Cの残額を、県の選択により、①解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。事業者がすでに運営・維持管理業務を開始している場合、事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用の取り扱いについては、第12章の規定に従う。

3 本事業契約の他の規定にもかかわらず、第1項第1号に基づき本事業契約が解除された場合、前項の定め又は本事業契約に別段の定めによる支払いを除き、事業者は県に対して一切の請求をすることができない。

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、「事業契約書」の以下の条項のとおりである。

<事業契約書(抄)>

第5章 運営・維持管理業務

(原状回復義務)

第60条 事業者は、本事業関連書類に従い、事業期間終了時(本事業契約解除による終了時を含む。以下本項、第3項及び次条において同じ。)において、本施設(設備を含む。)の全てが正常に使用でき、本事業関連書類で要求される性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がなく、かつ事業期間終了時から1年以内に大規模な修繕又は更新を要しない状態で県に本施設を引き継がなければならない。

2 事業者は、本事業関連書類に従い、事業期間終了時の1年前までに(本事業契約解除による終了時は速やかに)、本事業関連書類で要求される本施設の劣化調査等を実

施の上、当該調査の報告書及び長期修繕計画等を県に提出し、県の確認・指示を受け、これに従わなければならない。

- 3 事業期間終了時において、事業者が本施設（設備を含む。）の原形を変更した場合は、事業者の費用負担により原状に回復して県に引き継がなければならない。原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと県が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、県がこれを承認した場合は、これによらないことができる。
- 4 法令変更又は不可抗力により本事業契約が解除される場合において、前3項の事業者の義務を履行するために合理的に必要と認められる増加費用又は損害については、第11章又は第12章の規定に従う。

（業務の引継ぎ）

第61条 事業者は、事業期間の終了にあたっては、本施設に関する次の指定管理者（以下「次期指定管理者」という。）が円滑にかつ支障なく本施設の維持管理運営を遂行できるよう、県が必要と認める引継ぎ業務を実施する。

- 2 事業者は、県による次期指定管理者の選定にあたり、県の求めに応じて現地説明、資料の提供等必要な協力を行う。
- 3 事業者による前各項の引継ぎ及び協力を要する費用は、事業者の負担とする。

第6章 自主提案事業

（自主提案事業の一部又は全部の終了）

第64条 事業者は、自主提案事業期間にわたり、自主提案事業を継続しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、自主提案事業期間中に、やむを得ない事由により自主提案事業の一部又は全部を終了することを希望する場合、その旨を県に通知する。
- 3 前項の通知を受けた場合、県は、自主提案事業の継続について事業者と協議を行った上、県の判断により、事業者による自主提案事業の一部又は全部を終了させることができる。
- 4 前項の規定は、県が、事業者の行う自主提案事業が、本事業関連書類の内容を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。
- 5 事業者は、自主提案事業期間の終了までに（前3項の規定により自主提案事業期間中に自主提案事業が終了する場合は当該終了のときまでに）、(i)本施設内の一部を用いて自主提案事業を実施する場合は、当該本施設内の一部を自らの費用負担で原状回復を行い県に引き渡さなければならない、(ii)自主提案事業を実施する施設を本施設から独立して設置する場合は、自らの費用負担で当該施設の解体及び撤去（当該施設の滅失登記を含む。）を完了させ、当該施設にかかる事業用地の原状回復を行い、県に引

き渡さなければならない。ただし、事業者が自主提案事業の内容の継続を県に提案し、県がこれに応じた場合は原状回復を行うことなく、自主提案事業の内容を県に引き渡すことも可能とする。

第9章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第4節 本事業契約終了に際しての処置

(本事業契約終了に際しての処置)

第80条 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合（本事業契約解除による終了を含む。以下本条において同じ。）において、当該終了部分にかかる事業用地又は本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理にかかる物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる県の処置について異議を申し出ることができず、かつ、県がかかる処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、県に対し、当該終了部分にかかる本施設を運営及び維持管理するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。

(終了手続の負担)

第81条 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。